

令和3年11月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和3年11月総会議事録

1 日 時 令和3年11月12日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権140件・農地中間管理事業に係る利用権78件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (4件)
- 2 農業用施設設置届受理報告 (2件)
- 3 土地造成届出受理報告 (1件)
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(5件・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更2件)
- 5 その他
 - ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (2件)
 - ・次回総会 12月 7日（火） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 11月30日（火） 予定

4 出席委員（18人：議席順）

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 |
| 4番 林 一志 | 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 高林 司 | 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 |
| 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 | 13番 岡本 勇二 |
| 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 |
| 17番 山近 洋祐 | 18番 松田 昭洋（会長職務代理者） | |
| 19番 大野 耕作（会長） | | |

5 欠席委員（1人）

- 10番 大汐 光晴

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 長谷川 浩司

書記 坂倉 幸三

7 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和3年11月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案4件、報告事項5件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続きまして、10月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和3年11月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 13番、岡本勇二委員、16番、末永恵子委員、よろしくお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	説明に入ります前に、訂正がございますので、本日お手元にお配りした資料をご覧ください。訂正部分は朱書きしておりますのでご確認ください。 1点目ですが、3ページになります。 転用目的及び転用の理由の欄に、字句の訂正と変換間違いがありましたので、訂正をお願いします。 次に、2点目ですが、37ページになります。 番号1の申請者の氏名ですが、●●●●さんではなく、●●●●さんとなります。 また、番号1から番号4までの証明年月日ですが、令和3年10月4日となっておりますが、正しくは令和3年11月4日となります。 訂正は以上となります。大変申し訳ございませんでした。 それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 3 年 11 月 12 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字西深川字飯森、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は 1,148 m²。

譲受人は、西深川飯森▲▲▲▲番地▲、有限会社●●●●●●●●。

譲渡人は、西深川▲▲▲▲番地▲、●●●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人からの申し出を受け、現況の耕作農地に隣接していることも踏まえ、農地を取得することとした。譲渡人は、高齢により農産物の生産をすることが困難となったため、譲渡するもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 2 ページをご覧ください。JR 美祢線板持駅から北西へ約 1.55 km に位置する農地です。

また 3 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

担当の高林です。

現地は、●●●●センターの付近にありました。

今回は、所有権の移転であります。

相談を受けた有限会社●●●●●●●は、主に養鶏と農地はサトウキビを植えて、収穫、販売をされています。

申請地の上は全部、有限会社●●●●●●●が所有しておられ、規模拡大を考えて購入をされました。

別に問題はないと思いますので、皆さん方のご審議を、よろしくお願い
します。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(举手多数)

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、2番をお願いいたします。

番号 2。

土地の所在、大字西深川字秋里、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は277 m²。

譲受人は、三隅下▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から周辺の農地も耕作しており、現在耕作中の農地周辺で耕作規模の拡大を検討していたところ、譲渡人からの申し出があり応じることとした。譲渡人は、現在申請地を耕作しておらず、今後も耕作する予定もなく管理することが困難なため、譲受人に譲り渡す

こととしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページをご覧ください。長門市役所から南西へ約 1.24 km に位置する農地です。

また、5 ページから 6 ページには公図を添付しております。公図が 2 枚となっているのは、5 ページが地籍図で、6 ページがほ場整備の土地改良図となりまして、それぞれの作成日が異なっているためです。6 ページの公図には、申請地の場所をわかり易いように作図しています。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

7 番

高林です。

現地は、上川西部落の真ん中辺りにあります。

今回も所有権の移転です。

地主の●●さんは今後、管理することが困難なため、●●さんへ譲渡することに決められました。

●●さんは、規模拡大を考えて、また申請地の側の●●宅には子供さんがおられるので、この地を購入することに決められました。

別段問題はないと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは説明に入ります。2ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和3年11月12日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字日置中字大坪、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、台帳面積は3,355㎡、行為をする面積は3,355㎡。 届出人は、日置中▲▲▲▲番地、農事組合法人●●●●●●●●。 転用の目的は、事務所兼作業場、農機具、肥料等格納用ビニールハウス、駐車場、育苗施設です。 理由としまして、当法人の営農活動を円滑にし、今後の農地集積の増加に備えるため、事務所及び収穫物の仕分け作業場、農業機械や肥料等の格納施設としての倉庫用ビニールハウス、育苗施設を設置するもの。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び7ページをご覧ください。長門市役所日置支所から南南西へ約1.2kmに位置する農地です。 また、8ページには公図、9ページには土地利用計画図、10ページには平面図と立面図を添付しております。 ここで「農地法審査基準」4ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内にある農地となりますが、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第4号の「農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が1haを超えないもの」に該当し、軽微な変更とな

りますので、市の方へ農業振興地域整備計画の用途変更届が提出され、令和3年7月20日付けで計画変更公告が行われております。

よって、本案件は、農用地区域内にある農地の許可方針として、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

また、おおむね10ha以上の規模の一団の農用地内にあり、農業公共投資の対象となっている農地で、第1種農地に該当し、原則許可しないことになっていますが、申請地は農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する農業用施設に該当し転用許可可能な申請と考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の融資証明書及び貯金取引通知書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、造成については、表土を15cm取り除き、30cm厚で碎石を盛土する計画で、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、宅地造成届が担当課へ提出予定です。雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区担当1番、野中委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

1番

1番、野中です。

11月4日に、大野会長、事務局、木村推進委員とで現地調査を行いました。

申請地は、法人の管理農地のほぼ中心的位置にあり、周辺の農地の影響が少なく、将来の施設拡張等が可能な場所として最適と考えておられました。

今後、この地域においてはなくてはならない組織の一つになることは間

違いなく、許可申請について何ら問題ないと考えております。
審議の程、よろしくお願いします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年11月12日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字東深川字浜手、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は56㎡。

権利の種類は、持分を2分の1とする所有権の移転です。

譲受人は、東深川▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、東深川▲▲▲番地▲、●●●●さんです。

転用の目的は、農地への進入路です。

理由としまして、譲受人は、自己所有地に進入するには、現在のJR敷地内の一部を通行する必要があるが、段差があり狭く危険なため、申請地を譲り受け、譲渡人との2分の1ずつの共同所有とし、隣接した▲▲▲番▲及び▲▲▲番▲の農地への進入路及び農業生産物並びに農業資材積み下ろし場所等の農業用施設として、譲渡人と共同使用するものである。譲渡人は、譲受人の要望どおり共同使用する旨の提案に応じ、一部を無償譲渡するもの。

なお、この案件につきましては、報告事項として後ほど説明いたします

が、当該申請地に隣接した農地 2 筆に進入するための進入路として、農業用施設設置届が別途提出されています。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 11 ページをご覧ください。J R 山陰本線長門市駅から北東に約 928m に位置する農地です。

また、12 ページには公図、13 ページには土地利用計画図、14 ページには断面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、第一種住居地域に用途指定されております。農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 6 ヶ月以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 17 番、山近委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

17 番

17 番、山近です。

11 月 4 日、大野会長さん、西川推進委員さん、事務局、私の 6 名で現地調査をしました。

場所は、●●高校近くの田畑の広がる地帯でありまして、三種農地です。

事務局から説明がありましたように、ここは J R 仙崎線が通っておりまして、非常に危険ということで、その安全性と、農業能率を考えた申請でございます。

	調査をした結果、問題ないと思っております。 以上です。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。 引き続いて、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。 令和 3 年 11 月 12 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 12 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。4 ページをご覧ください。 まず、従来からの利用権設定です。 賃貸借ですが、三隅地区が、15 件 25 筆の 39,273 m²。長門地区が、8 件 15 筆の 15,904 m²。日置地区が、43 件 99 筆の 176,721 m²。油谷地区が、33 件 85 筆の 164,408 m²。計が、99 件 224 筆の 396,306 m²。 使用貸借が、三隅地区が、5 件 14 筆の 23,496 m²。長門地区が、5 件 10 筆の 9,421 m²。日置地区が、14 件 31 筆の 42,188 m²。油谷地区が、17 件 49 筆の 61,296 m²。計が、41 件 104 筆の 136,401 m²。 合計しますと、三隅地区が、20 件 39 筆の 62,769 m²。長門地区が、13 件 25 筆の 25,325 m²。日置地区が、57 件 130 筆の 218,909 m²。油谷地区が、50 件 134 筆の 225,704 m²。 全体で、140 件 328 筆の 532,707 m²となります。 詳細につきましては、5 ページから 22 ページをご覧ください。

次に、23 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、10 件 22 筆の 32,717 m²。長門地区が、5 件 15 筆の 18,748 m²。日置地区が、3 件 7 筆の 6,747 m²。油谷地区が、32 件 130 筆の 239,675 m²。計が、50 件 174 筆の 297,887 m²。

使用貸借が、三隅地区が、14 件 25 筆の 31,942 m²。長門地区が、12 件 26 筆の 39,633 m²。日置地区はございません。油谷地区が、2 件 3 筆の 3,841 m²。計が、28 件 54 筆の 75,416 m²。

合計しますと、三隅地区が、24 件 47 筆の 64,659 m²。長門地区が、17 件 41 筆の 58,381 m²。日置地区が、3 件 7 筆の 6,747 m²。油谷地区が、34 件 133 筆の 243,516 m²。

全体で、78 件 228 筆の 373,303 m²となります。

詳細につきましては、24 ページから 36 ページをご覧ください。

なお、23 ページの賃貸借、使用貸借を合わせた合計件数が 78 件となっており、詳細を記載した 34 ページの最終行の件数が 76 件となっております。これは、26 ページ表中 22 番の●●●●さんと、29 ページ表中 48 番の●●●●さんの農地に賃貸借と使用貸借の契約があるため、それぞれが計上されているためです。

基盤強化促進法 第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたしま

す。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の1の説明を、お願いいたします。

事務局長

では、説明に入ります。37ページをご覧ください。

報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。

番号1。

現地については、既に宅地の一部となっており、現況課税地目が宅地となっていることから、令和3年11月4日付けにて、大野会長、大田委員、宮本推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をしております。

番号2。

現地については、現在は使用されていない老朽化した鶏舎があり、現況課税地目が宅地となっていることから、令和3年11月4日付けにて、大野会長、名和田委員、松田推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をしております。

番号3。

現地については全体がきちんと耕され、いつでも耕作可能な状況であり、その6割程度において野菜が作付され肥培管理されていることから、令和3年11月4日付けにて、大野会長、山近委員、西川推進委員、事務局とで現地を確認し、畑として農地証明をしています。

番号4。

現地については、昭和63年頃に国道191号バイパスのトンネル工事の際に転用が行われないうまま埋め立て造成され、その後も残土置き場や資材置場として使用されてきたとのことでありますが、現在は長い間利用されていないので、雑草や灌木が生い茂っている状況であり、既に現況課税地目も雑種地となっていることから、令和3年11月4日付けにて、大野会長、宮本推進委員、事務局とで現地を確認し、原野として非農地証明をしております。

土地現況証明報告は、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項の2の説明をお願いいたします。

事務局長

38 ページをご覧ください。

報告事項 2、農業用施設設置届受理報告でございます。

番号 1 及び番号 2 については、議案第 3 号に関連した報告となります。
番号 1。

現在の進入路が狭小であり、段差があることや視界が悪く危険である。
また荷物の積み下ろし等も困難であるため、議案第 3 号で 5 条申請している▲▲▲番▲の進入路へ接続して進入路を設置するものです。

工期は、東深川▲▲▲番▲の 5 条農地転用許可後から令和 4 年 3 月 31 日までの予定となっており、令和 3 年 10 月 26 日に受理しております。

次に番号 2。

現在、進入路及び積み下ろし場がないため、J R 敷地を一部進入路として利用しているが、狭小で傾斜があり危険なため、議案第 3 号で 5 条申請している▲▲▲番▲の進入路へ接続して進入路を設置するものです。

工期は、東深川▲▲▲番▲の 5 条農地転用許可後から令和 4 年 3 月 31 日までの予定となっており、令和 3 年 10 月 26 日に受理しております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項の 3 の説明をお願いいたします。

事務局長

39 ページをご覧ください。

報告事項 3、土地造成届出受理報告でございます。

番号 1。

内容としましては、高齢で病気がちのため、耕作ができないので盛土を 1.2m から 1.4m 程度行い、畑地として利用し、果樹を植栽することです。令和 3 年 10 月 22 日に受理通知しております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

14 番

ちょっといいですか。

議 長

はい、どうぞ。

14番	14番、木村です。 反対ではございませんけれど、ちょっと参考までに聞いてみたいと思います。 高齢であるから、管理や何か行き届かないから盛土をしたいということなんですけれど、盛土計画、この面積からしたらずいぶん盛土がいるんやけど、何か公共事業が予定されてその残土がということですか。 ちょっと参考までに。
議 長	どうしましょう地元の担当にしますか、事務局が説明しますか。
事務局長 補佐	事務局から。
議 長	では、事務局の方からお願いします。
事務局長 補佐	一応、ほとんど残土の処理で、畑にするという形ですね。
14番	だいたい期間も設けないでの、なんでしょうね。じゃないと公共事業が既に計画されて、その残土での埋立というのは期間が分かるんやけど、これからしたらね。
事務局長 補佐	そうですね、畑地造成の期間がですね、明確に明記されていないので。 ただ、いつまでもいいですよってわけにはいかないんですけれども、畑地造成の要綱にも、期間は造成届提出後2年以内と記載してあるので、届出時にそのように指導しています。
14番	というのはね、地主さんが高齢で、いつまで畑地を維持出来るんかな。また、果樹植栽を出来るんかな。 それよりもむしろ果樹植えられるんやったら、このままの状況で果樹植えちゃった方が普通やったらその方が何も手を入れんでええと思うんやけど、わざわざ盛土をしてから果樹を植えるとなると何か当てがあるんかなあと思って質問しました。 以上です。すいません、いらんことを言いました。
議 長	いいですかちょっと私からですね、大田委員と私、事務局と一緒に現地を見ましたけれども、現地は埋め立てしないといけんぐらいですね、湿地と言いますか、下から水が湧き出てるような現況でございます。

だから、今のままでは植物が育つような、稲は別にしまして、樹木としては、植えても育つような現況ではございません。

それは現況です。事務局の方から、補足の答弁があったらお願いします。

事務局長

はい。

一応今、木村委員が言われたようにですね、今、事務局も答えましたように、残土を利用するということで、近くに土木業者さんがいらっしゃいます。

おそらくその土木業者さんがですね、工事をされた時に、その残土を活用して、そこを埋めるというような計画になっているのかなというふうに考えております。

それと、先ほどの期間でございますが、造成の期間も基本的には2年以内と定められておりますので、事務局の方からは、この●●さんの方でですね、2年以内でそれをしていただくというような指導をさせていただいているところでございます。

以上です。

議 長

木村委員さん、よろしいでしょうか。

14番

はい。

議 長

他に、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項の4の説明をお願いいたします。

事務局長

40ページをご覧ください。

報告事項4、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

番号1。

令和3年10月1日に合意解約をしております。

ほか4件の合意解約でございます。

次に、42ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。

番号1。

令和3年12月23日に合意解約され、令和3年12月24日より耕作者を変更する予定としています。

ほか1件の耕作者変更でございます。
以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項4について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、その他、報告事項等がありましたらお願いをいたします。

事務局長 43ページから51ページをご覧ください。

●●●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第53条第14号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため、農業委員会への届出で済むことになっています。

番号1。

令和3年11月4日付で異議なしの通知を送付しております。

ほか1件の届出になっております。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局よりその他の報告事項について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 12月の定例総会でございますが、12月7日、火曜日、午前9時30分から、市役所4階会議室2で開催いたします。

当初12月8日を予定しておりましたが、子牛市場の開催日と重なるため、9日に変更したところ場所が無く、最終的に7日の火曜日となりました。

12月は通常よりスケジュールが早くなっておりますが、年末のお忙しい時期ではございますがよろしくお願いいたします。

なお、現地調査につきましては11月30日、火曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等ご連絡致しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長 委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

 (質問、意見なし)

議 長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
 ご苦勞様ございました。
 ありがとうございました。

終了時間 午前 10 時 21 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和3年11月12日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 岡 本 勇 二

議事録署名委員 末 永 恵 子